

伊豆市告示第21号

伊豆市消防団サポート事業所事業実施要綱を次のように定める。

平成30年2月13日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市消防団サポート事業所事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、伊豆市消防団員が減少傾向にあり、市内事業所の協力を得て、消防団員及び同居するその家族に対する優遇措置を実施することにより、消防団員の継続的な確保とより一層の地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 消防団員及び同居するその家族をいう。
- (2) 優遇サービス 消防団員等に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。
- (3) 消防団サポート事務所 消防団を支援するため、消防団員に対し、伊豆市内の事業所、店舗又はその他の団体が自ら定めた優遇措置を行うものとして、市長の承認を受けた事業所等をいう。

(申請)

第3条 消防団サポート事業所として認定を受けようとする事業所は、伊豆市消防団サポート事業所登録申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとする。ただし、組合、その他の団体が申請する場合は、伊豆市消防団サポート団体申請書(様式第2号)により一括して申請することができるものとする。

(表示証及び認定証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受け、消防団サポート事業所として登録を行ったときは、伊豆市消防団サポート事業所表示証(以下「表示証」という。)(様式第3号)及び認定証(様式第4号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の表示証及び認定証の交付の際、優遇措置の期間が連続して1年以上であることを条件として交付するものとする。

(有効期間)

第5条 表示証及び認定証の有効期間は、交付の日から優遇措置の終了までの期間とする。

(公表)

第6条 市長は、表示証及び認定証の交付を行った消防団サポート事業所の優遇措置の内容については、市のホームページにより公表を行うものとする。

(表示)

第7条 消防団サポート事業所は、表示証を事業所の見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団サポート事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に消防団サポート事業所である旨を表示することができる。この場合において、消防団サポート事業所は、表示証の写しを拡大、又は縮小して使用することができる。

(利用者及び利用方法)

第8条 消防団サポート事業の対象者(以下「利用者」という。)は、伊豆市消防団に所属している団員及び同居するその家族とする。ただし、消防団サポート事業所は、消防団員と同行者を利用者に含まれることができる。

2 利用者は、優遇措置の提供を受けようとするときは、消防団証明書と身分がわかるものを消防団サポート事業所に提示しなければならない。

(変更及び抹消申請)

第9条 消防団サポート事業所は、当該申請の内容を変更し、又は抹消しようとするときは、伊豆市

消防団サポート事業所登録変更・抹消申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（表示証の返納）

第10条 前条の規定により登録を抹消された消防団サポート事業所は速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

（留意事項）

第11条 利用者は、消防団サポート事業所の利用を不正に使用し、又は優遇措置に関して消防団サポート事業所に強要するなど不適當な行為をしてはならない。この場合において、消防団サポート事業所に損害を与えた場合は、その損害の責任は、当該利用者が負うものとする。

（所掌）

第12条 この告示に関する事務は、消防団担当課において所掌する。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。